

Title	国立大学法人後の知的財産管理について：東京工業大学の事例(産学連携，第20回年次学術大会講演要旨集I)
Author(s)	喜多見，淳一
Citation	年次学術大会講演要旨集，20：37-40
Issue Date	2005-10-22
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6005
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

1A11 国立大学法人後の知的財産管理について：東京工業大学の事例

○喜多見淳一（東工大）

1. はじめに

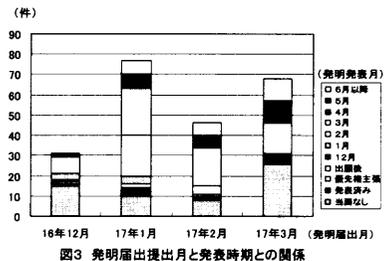
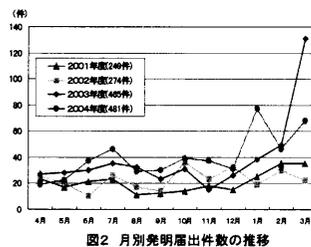
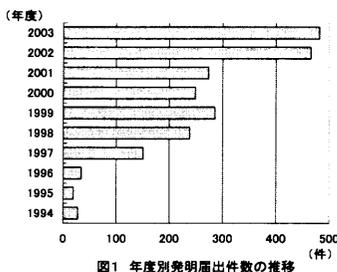
昨年4月に国立大学が法人化された。これに際し、各大学において知的財産ポリシー等が整備され、多くの大学において発明等に係る知的財産の取扱いが個人帰属から大学帰属原則へと変更された。また、知的財産の管理・活用を図るための学内組織として知的財産本部の整備が進められた。

こうした環境変化があつて1年が経過したが、この間、大学における知的財産管理を巡る状況はどのように変わったのであろうか。特に、機関帰属原則への転換以後、発明届出の励行、発明の評価、特許出願、ライセンス等の活動がどのように行われているのか。また、法人化以前に大学教員の知的財産を取り扱っていた外部 TLO と大学に新たに整備された知的財産本部との役割分担、連携体制はどのようになっているのであろうか。本稿では、東京工業大学(以下、東工大)における事例を紹介するとともに、上記の点に関する現状・課題等について報告する。

2. 機関帰属原則移行後の発明届出システムについて

大学における知的財産管理の出発点は、教員からの発明届出である。大学法人として発明の組織的管理・活用を目指すには、まずもって発明届出が教員から適切に提出されることが必要であり、大学としてそのための環境整備に努めることが重要である。こうした観点から、以下、東工大のケースを見てみる。

東工大における発明届出件数は、共同研究センターの整備(1998 年)、東工大TLO((財)理工学振興会)の活動開始(1999 年)など、産学連携・知財管理活動への取り組みが強化された時期に、それまでの年間数十件から年間 200 件を超えるレベルへと増加した。以降、2002 年度までは年間約 300 件弱の水準で推移したが、法人化前年度の 2003 年度にはそれまでの水準を大きく上回る 465 件となった(図1)。2003 年度の月別届出数見ると、1～3 月にかけて急増が見られ、これは機関帰属への制度変更を前に旧制度下での処理を求めての特殊事情と考えられる。法人化初年度の 2004 年度はこうした事情のあつた 2003 年度をさらに上回り、過去最高の 481 件の届出がなされた(図1及び図2)。



2004年度における月別届出数を見ると、7月および1月に顕著なピークが見られる(図2)が、当該月の届出内容を個別に分析すると¹学会発表前、修士論文・博士論文の発表前の時期に届けたものが多く含まれており(2004年度1～3月の分析:図3)、外部発表前の発明届出提出といった教員の知財意識が着実に向上していることが分かる。こうした適切なタイミングでの発明届出により特許法30条適用の回避が期待できる。

このように、東工大においては機関帰属原則の下で発明届出の励行が定着しつつあるが、これが円滑に進んだ背景としては以下が挙げられる。これらは他大学の参考にもなると思われる。

- ① 機関帰属原則の採用と関連規則等の早期周知徹底を図った。加えて、10数名の産学連携コーディネーター(以下、コーディネーター)が日常的に研究室を訪問し、発明の発掘に努力している。
- ② TLOでの経験を踏まえ、発明届出書式について、教員に過度な記入負担をかけずに大学として必要な一次情報が得られるよう工夫する一方、コーディネーターによるヒアリングで発明内容等を早期かつ正確に把握するシステムとした²。また、発明者に対して明細書案の作成も求めないこととした。
- ③ 学会等の発表前の発明届出提出について、全学的に文書で周知を行うとともに、日頃教員と接触しているコーディネーターからも説明を行うよう努めた。

3. 法人化後の発明の知財管理・活用体制について

(1) 産学連携・知的財産ポリシーと学内の体制整備との関係について

次に、発明として届けられた知財の管理・活用をどのような方針、体制で行うかとの点について述べたい。知財管理・活用さらには産学連携に関するポリシーは、各大学で異なってよい。それが法人化の趣旨でもある。その中で、知的財産管理のそもそもの目的をどのように定義するかについても各大学の判断に委ねられる。例えば、ライセンス収入の獲得とその還元を主たる目的としてもよいし、他方でライセンス収入以外の意義を大学としての目的とする大学があってもよい。更に、後者の場合も、国費投入がある機関の研究成果の社会還元についての説明責任(組織としての透明性の高い知財管理・活用)、民間との共同研究等からの外部資金獲得による収入増、研究の活性化等、様々な目的設定があり得る。

知財管理、産学連携に関する体制整備、その一環としての知財本部と外部TLOの役割分担、連携の在り方についても、当該大学の産学連携・知財管理ポリシーに則して決まっていくものである。経済産業省³は、各大学では、技術移転事業が利益を生むか否かによらずその本来意義を踏まえ、自ら必要なコストを負担してこれを行うことが求められるとした上で、TLOを活用する際には、①業務委託契約によるライセンス収入に加えて固定費を含めた費用を負担する、②TLOを全学的な組織として再定義する等により大学が資金面でサポートすることも重要と指摘している。ここで指摘されているような大学としてのTLOの位置づけ、TLOへの経費負担の考え方も上記ポリシーに沿って整理されるものである。

(2) 東工大における知財管理・活用体制について

東工大では、2004年2月策定の「知的財産ポリシー」で知的財産管理に関し以下の考え方を示している。

- ・積極的に知的財産の創出、保護、管理、活用の推進に取り組む。
- ・学内で生み出される知的財産を、原則として大学に帰属させ、組織として一元的に管理・活用を図る。

¹ 東工大の発明届出は学会発表等の予定欄を設け、記入を求めている。また、発明者へのヒアリングでも必ず確認を行う。

² 教員からの発明届出段階では、従来技術との比較、公知文献、発明の効果等の詳細事項までは求めていない等。

³ 経済産業省(2005),p.21

・知的財産の有効かつ効率的な活用を図るため、TLOを適切に活用するとともに、大学とTLOとの有機的かつ一体的な連携体制を構築する。

・知的財産を核として、産業界とのリエゾン活動を積極的にを行い、大学と産業界との研究協力を推進し、そこから新たな知的財産を生み出すという「知的創造スパイラル」を構築する(図4)。

東工大では、こうした考え方を具体的実施するため、①知財の管理・活用、②産業界とのリエゾン活動、③共同研究契約等の事務処理を行う「産学連携推進本部」(以下、本部)を学内に設置し、産学連携の一元的窓口として位置づけるとともに、東工大TLOとの役割分担を明確化しつつ連携体制を構築した。

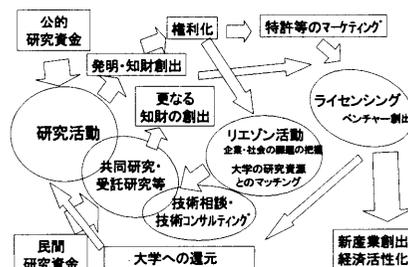


図4 知的財産を核とした知的創造スパイラル

- ・【大学】:発明発掘、発明評価、特許出願、実施契約、共同研究・受託研究のコーディネーション・契約
- ・【TLO】:発明のライセンス(マーケティング、実施条件の交渉)

すなわち、大学が権利主体、契約主体となるものは可能な限り大学が実施するが、発明のライセンス活動については、東工大TLOに蓄積された経験・ノウハウを活用する。このように役割分担を明確にしながらも、東工大としての産学連携の窓口を本部に一元化することにより、産業界等外部から見た場合の分かりやすさを確保するようにしている。

(3) 東工大の体制の特長

東工大では、知的財産を核とする研究協力への展開、研究協力から創出される知的財産の管理といった業務を同時にこなしていくために、発明評価・出願のみならず研究契約も含めて本部が一元的管理を行う体制としている⁴。

東工大では、大学法人化以前から蓄積されてきたTLOの知見を十分に生かすとともに、各案件を担当するコーディネーターが発明の発掘・評価、出願からライセンス、更にはそうした発明を核とした研究協力への展開も含め当該案件に関するプロセス全体に携わるシステムとしている。このために、TLOのコーディネーターを本部に兼任発令し、本部、TLO双方の活動に関与できるようにしている。

企業との共同・受託研究、学会誌への投稿、他大学教員との研究、TLOへの発明の譲渡(法人化前)など、様々な活動を行っているものであり、発明を戦略的に管理・活用するためには、こうした教員の研究活動の全体像を把握することが肝要である。コーディネーターが上記のようなシステムの下で日常的に研究室にアクセスし、教員とのコンタクトを持っていることは、かかる観点からも有効と考えられる。

(4) 東工大における今後の知財本部とTLOの関係について

東工大は、TLOとともに(2)のような役割分担、連携関係の下に活動を行っているところであるが、今後については、TLO機能を大学の産学連携推進本部に統合すべく、2年後(2007年度)の統合に向けて検討・準備を進めている。同本部での検討において、TLO機能を大学に統合するとした背景は以下の通りである。

- ① 共同研究等企業との研究協力を重視する東工大の場合、知財管理・活用と共同研究等のコーディネーションは表裏一体の活動と認識。
- ② 大学の法人化により、規制・規則などが緩和され、知財についても柔軟で機動的な運営が可能となる等大学自らがライセンス活動を行う環境が改善。

⁴ 東工大は共同・受託研究、特許出願等の契約を各部署におろさず、全て本部で処理している。

③ 発明の原則機関帰属により、例外を除き今後新たにTLO出願が所有する知財は基本的に無くなり、TLO固有の業務は減少。

④ 企業等、外部から見た分かりやすさのためには一組織の方がより望ましい。

⑤ 知的財産管理の実務手続き面からも一本化が望ましい。

・過去の出願の優先権主張(出願人を合わせる必要あり)の場合、今後の研究成果は大学帰属となるので、過去の権利も大学に寄せて管理したほうが事務負担は少ない。

・共同研究に伴って今後生じる成果(発明)は原則大学に帰属。共同研究重視の産学連携では共同研究実施主体(=大学)に知財を寄せて管理するのが簡潔。

・知財のマーケティングの過程での追加的な研究の要請などへの対応も必要。

⑥ 既にTLOコーディネーターの大学兼務等を通じて、緊密な連携の取れた活動を展開している。

経済産業省⁵は国立大学を対象とするTLOが学外組織として設置された理由として、

・TLO法制定時に国立大学に法人格がなかった。(消極的な理由)

・民間的経営手法を導入して「迅速な契約事務手続き」や「大学の人事ローテーションによらない外部人材を活用した柔軟な人事」を期待した。(積極的な理由)

・大学のアカデミズムに対するビジネスの過度の影響制御等の役割を期待した。(積極的な理由)

・マッチングファンドの管理、技術指導の斡旋等の多様な関連事業を柔軟に実施することにより収入を拡大するとともに、独立した会計による高いコスト意識を持った経営を期待した。(積極的な理由)

等を指摘している。こうした論点にも留意しつつ、大学が非公務員型の独立行政法人として法人格を獲得し、組織運営の自由度が拡大された状況を生かしながら環境を整備することにより、学外TLOのメリットを失わぬ形で統合が行われれば、国立大学法人と外部TLOとの新たな一つの将来像を示すモデルになるものと期待される。

4. おわりに

東工大では、法人化以前から積極的に進めてきた産学連携活動の蓄積を生かしながら、それを深化させるとともに、新たな展開に向けての取り組みを行っている。文中で述べた通り、産学連携への取り組みのあり方は大学ごとに定められる産学連携ポリシーによって異なるものであり、ここで紹介した東工大の事例についても、それらがそのまま他の大学に当てはめられるということではない。しかしながら、各大学が自らの取り組みを検討していく際に、他大学での創意工夫は大きな参考となる。東工大の取り組みが関係者の検討の参考となることを期待するとともに、今後とも、関係者の協力によりベストプラクティスについての情報共有の努力を継続することで、産学 win-win の連携関係の礎が構築されることを望みたい。

(参考文献)

- ・東京工業大学「知的財産ポリシー」(2004年2月)
- ・東京工業大学「発明取扱規則内規(様式1:発明届出書様式)」(2004年4月)
- ・経済産業省「国立大学の法人化等を踏まえた今後の技術移転体制の在り方」(2005年5月)

⁵ 経済産業省(2005),pp.22-23